

京都市公有財産規則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年 3月31日

京都市長 榊本頼兼

京都市規則第127号

京都市公有財産規則の一部を改正する規則

京都市公有財産規則の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「及び消防局」を「，消防局及び上下水道局」に改め，同条第4号中「総合企画局長，」を削り，「及び建設局長」を「，建設局長及び上下水道局長」に改める。

附 則

この規則は，平成16年4月1日から施行する。